

特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

AMDA 社会開発機構は、経験を積み、能力を高めたスタッフと、ともに困難な課題に取り組んでいきたいと考えています。そのため、スタッフがそれぞれの生活において仕事とのバランスを取りながら多様な経験を積むことを望んでいます。出産、子育て、介護といった、困難が予想される時期も、その負荷を過度に個人に負わせることなく、スタッフがやりがいをもって働き続けられるよう支援し、それが途上国でのより良い活動につながるよう以下の行動計画を策定し、実施します。

1. 計画期間

2024年2月20日～2026年3月31日

2. 内容

目標1 年間20日以上有給休暇が付与されるスタッフの90%が年間10日間以上の有給休暇を取得する

取組内容：

毎年4月 年次有給休暇の付与の際、該当するスタッフに通知する
毎年7月、10月、1月 該当するスタッフの有給休暇の取得状況を確認し、本人に取得を促す

目標2 小学校就学の始期に達していない子を養育するスタッフの内、希望する者は100%所定労働時間を6時間まで短縮することができる

取組内容：

2024年2月～2026年3月31日 該当者全員に労務担当者より個別に説明を行う
2024年2月 該当者への聞き取りによるニーズ把握、検討開始
2024年3月 該当者全員に労務担当者より個別に説明を行う
2024年4月 制度の導入、職員への時短勤務制度の周知

目標3 現状と課題の把握

取組内容：

計画期間中毎年1回就業規則およびガイドラインを全スタッフとともに見直す

以上